

令和 6 年能登半島地震で被災された方への公営住宅等提供について

公営住宅室

1 概要

令和 6 年能登半島地震によって、お住まいの住宅が損壊するなど居住継続が困難となった方に、原則 1 年以内の間、無料で住宅を提供するもの。〈公営住宅等の目的外利用〉

県建設部が県営住宅のみならず、所管の異なる県職員・教職員宿舎及び市町村営住宅についても、一元的に提供住戸の情報提示及び入居希望者からの受付業務を行った上で、各施設管理者につなぐこととし、「チームながの」として被災者への丁寧な支援に取り組む。

2 内容

(1) 利用対象者

住宅被害の程度が全壊、半壊等、現に住宅に困窮されている方

(2) 利用条件

原則 1 年以内で、家賃・敷金・駐車場の料金を無料

(3) 提供住戸等

種類	提供数		
	当初分 (R6. 1. 12 公表)	追加分 (R6. 1. 30 公表)	計
県営住宅	49		49
県職員・教職員宿舎	72		72
市町村営住宅	55	76	131
県住宅供給公社賃貸住宅		2	2
合計	176	78	254

(4) 受付方法等

令和 6 年 1 月 15 日（月）から 3 月 29 日（金）までの間、公営住宅室内に専用電話を設け対応

(5) その他〈提供住戸・設備〉

提供住戸は即時入居可能な浴室設備を有すものとし、生活に必要な照明器具、ガスコンロ、暖房器具、布団、カーテンのほか、一般的な生活家電（炊飯器・洗濯機・冷蔵庫・テレビ・電子レンジ・電気ポット）は県で提供

3 申込状況（令和 6 年 1 月 29 日現在）

(1) 申込受付数

7 組 10 名（輪島市、珠洲市、能登町）

(2) 申込の傾向

長野県内に親類や仕事関係などの所縁がある方（特に親類の方）からの申込が多数